

子育て支援型共同住宅推進事業

子育て世帯にとって安全・安心な住まいを実現するため、子どもの安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置への支援を行う。

補助対象

- 賃貸住宅の新築・改修
- 分譲マンションの改修

補助率

- 新築：事業費の 1 / 1 0
- 改修：補助対象工事費の 1 / 3



補助対象事業

- 子どもの安全・安心、親が快適に暮らせる環境の確保に資する設備の設置
(令和7年度補正予算(第1号)の成立(令和7年12月16日)により、昨今の物価高騰を踏まえた補助金の額の上限額を引上げ)

テーマ		対象工事	補助上限額
子どもの安全確保	住宅内での事故防止	衝突による事故の防止工事	【新築】125万円/戸 【改修】120万円/戸 (※)
		転倒による事故の防止工事	
		転落による事故の防止工事	
		ドアや窓での指つめ・指はさみの防止工事	
		危険な場所への進入や閉じ込みの防止工事	
		感電や火傷の防止工事	
	子どもの様子の見守り	子どもの様子を把握しやすい間取りの整備	
不審者の侵入防止	不審者の侵入の防止工事		
災害への備え	災害時の避難経路の安全の確保工事		
防犯安心性の確保		宅配ボックスの設置	
居住者間の交流を促す施設の設置		親の孤独・孤立対策	【新築】625万円/棟 【改修】600万円/棟

※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅(賃貸住宅・分譲マンション)の改修に限る。

※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率を乗じた額とし、補助額は、50万円/棟を限度とするとともに、その他の費用とあわせて120万円/戸を限度とする。

子育て支援型共同住宅推進事業の事業要件・交付申請者

事業の要件

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、特定子育て世帯（※1）であること（※2）。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は特定子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、特定子育て世帯以外の者を入居させることができる。		
②	住戸の専有部分が40㎡以上であること。		
③	対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。		
④	建物の所在地が要領で定める立地抑制区域に該当しないこと。		
⑤	上記①～④の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。		
⑥	階数が2階以下、かつ、床面積が300㎡以下の木造建築物の場合は、構造計算又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたものであること。		
⑦		「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。	

補助を受ける者（交付申請者）

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	賃貸住宅所有者（オーナー）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者（オーナー） ・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） ・賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者（自身が子育て世帯である居住者） ・マンション管理組合

子育て支援型共同住宅推進事業の事業要件・交付申請者

事業の要件

宅配ボックスの設置のみを対象とする場合

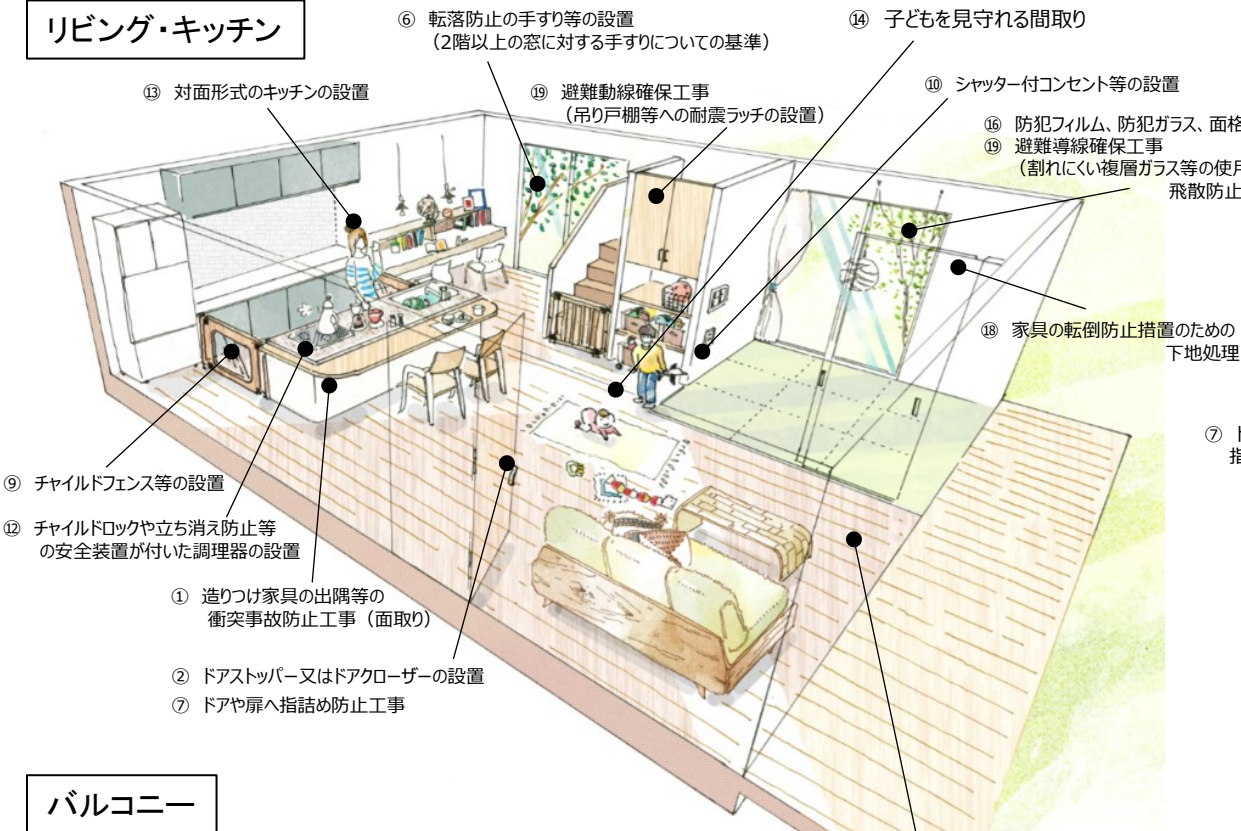
	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	補助対象共同住宅における子育て世帯(※)の入居率が3割以上であること。 ※18歳未満の子どもを養育している世帯	
②	補助対象共同住宅のすべての住戸が、子どもの転落による事故防止対策に係る(1)または(2)の措置が講じられていること。 (1)バルコニーの手すり 子どもの転落を防止するための構造の手すりが設置されていること。 (2)バルコニーに面する窓 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないよう一定の措置がとられたクレセント錠が設置されていること。	
③	補助対象共同住宅の住戸の専有部分の平均が約40㎡以上であること。	
④	補助対象共同住宅は新耐震基準に適合していること。	

補助を受ける者(交付申請者)

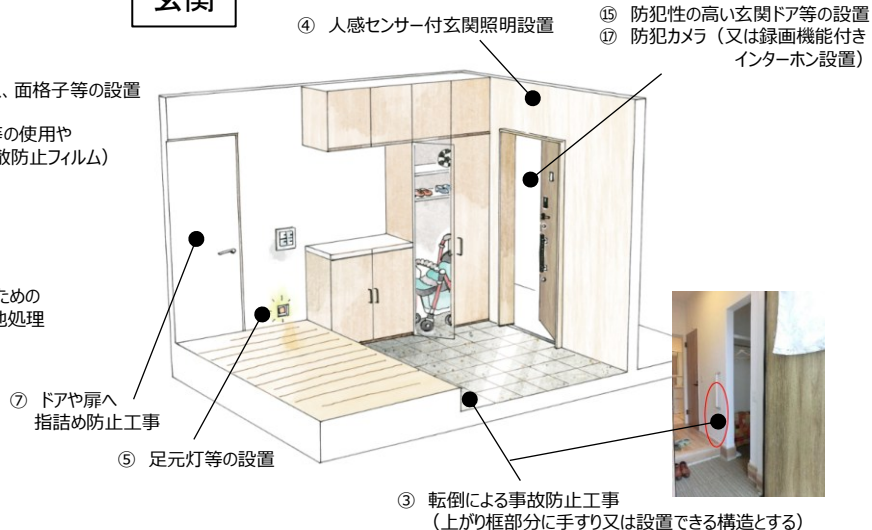
	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者(オーナー) ・サブリース事業者(賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

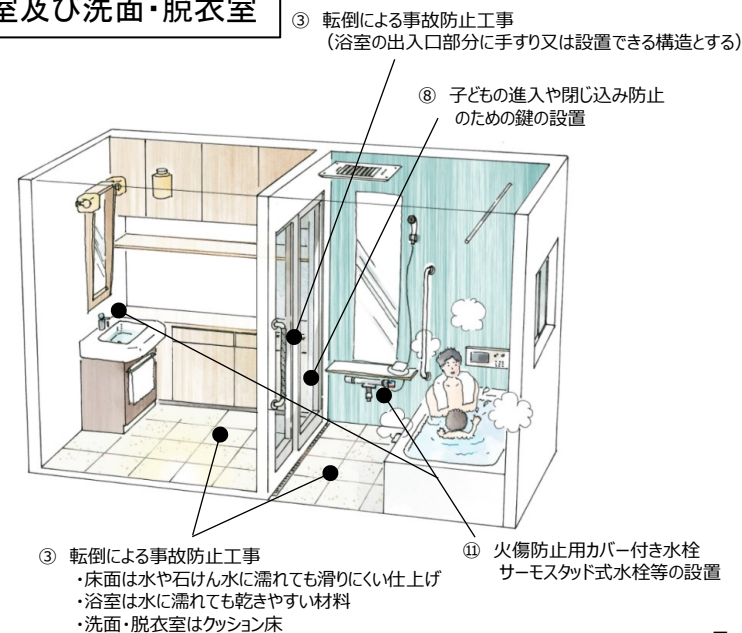
リビング・キッチン



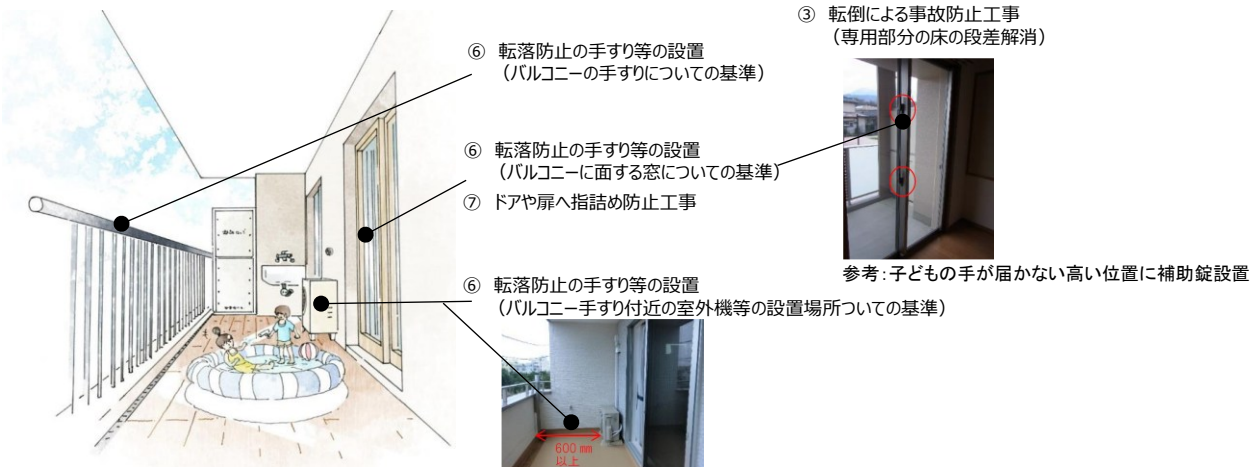
玄関



浴室及び洗面・脱衣室



バルコニー



【参考】子育て支援型共同住宅推進事業の実例について

申請案件の実例等

○賃貸住宅の新築の例

物件概要：東京都墨田区、11階建RC造73戸、2LDK

補助額：7,800万

工事内容：「子どもの安全確保に資する設備」全項目＋「居住者等による交流を促す施設」（プレイロット、家庭菜園）の設置

○賃貸住宅の改修の例

物件概要：福岡県福岡市、築39年、2階建S造10戸（うち1戸改修）

補助額：120万（上限額）

工事内容：指詰め防止、対面形式キッチンの設置など

改修工事：指詰め防止



改修工事：対面形式キッチン



応募した理由など

○応募理由

- ・競合物件との差別化ができる
- ・子育て世帯への訴求力を高めるため
- ・防犯性の高い住戸としたいため
- ・新築のタイミングが今回の補助金制度の実施期間に合致したため

○本事業をどこで知ったか

- ・リフォーム業者からの営業
- ・事業事務局HP

事業実施後の声

○オーナー

- ・「子育て世帯専用マンション」にすることで、入居者全体の“子育て世帯に対する理解度”が高い。
- ・同じような環境の方々と話すことで子育ての孤独感や不安が解消でき入居者満足度が非常に高い。
- ・小学校も近く、子育て世帯が地域に定住しやすい安全性の高い住戸が完成して良かった。

○入居者

- ・居室内に安全対策が施されており、子どもから一瞬目を離さざるを得ない時間も安心。

募集開始について

○募集開始時には、国土交通省HPで報道発表します。

令和8年4月1日以降にHPをご確認ください。

国土交通省HP 報道発表：<https://www.mlit.go.jp/>

※本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提です。

令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受付及びそれに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。

○【参考】令和7年度 子育て支援型共同住宅推進事業

国土交通省HP：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000127.html



事務局について

○子育て支援型共同住宅推進事業についてのお問い合わせ、補助金の交付申請・交付決定等の手続き等は、事務局にて実施します。

○令和8年度事業の事務局は、募集開始時の報道発表資料をご確認ください。

【参考】令和7年度子育て支援型共同住宅推進事業 申請・お問い合わせ窓口（事務局）

事務局HP：<https://kosodate-sc.jp/>

※令和8年度事業についてのお問い合わせは、令和8年度事業事務局に4月1日以降お問い合わせください。